

平成26年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成27年3月24日（火）午後1時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎14B会議室

3 出席者

会 長 A

委 員 B

C

D

事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

本審議会は、宇都宮市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るために必要な事項を調査審議するものであります。

是非とも、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、特定個人情報保護評価に係る1件の諮問案件について御審議いただくほか、個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告をさせていただきます。

それでは、会議に入らせていただきますが、会議の進行は、会長をお願いいたします。

(2) 審議

会 長 それでは、早速、審議に入らせていただきます。

本日は、1件の諮問案件について審議します。

まず、実施機関から説明していただき、その後、諮問内容について審議したいと思います。

それでは、平成26年度諮問第2号「特定個人情報保護評価における全項目評価書に係る適合性及び妥当性について」、実施機関から説明していただきたいと思ひます。

[実施機関（行政経営課）による諮問内容説明]

会 長 ありがとうございます。

本審議会に諮問された内容は、市が作成した全項目評価書について、その内容を特定個人情報保護評価指針に照らした場合における適合性及び妥当性について諮問するものですが、ただいま、審議の前提としての制度の仕組みや手続、資料の見方等も含め、実施機関から説明いただいたところです。

本諮問は資料が膨大であり、また、新しい手続でもありますので、基本的には本日の説明を踏まえ、各委員がそれぞれ資料を読み込んだ上で、次回、実質的な審議をしたいと思いますが、現時点で、実施機関から説明のあった手続や内容、資料の見方等を含め、質問等がありましたらお願いします。

C委員 説明にあった「しきい値」とは、どのような意味でしょうか。

実施機関 国から、対象人数等の数値に基づき実施すべき評価の種類を判断する、という意味で「しきい値判断」という用語が示されているものです。

「しきい値」そのものの意味としては、部屋と部屋を区切る敷居と同じ意味で、敷居の高さ、つまり、最低限の基準とする値を超えるか否か、という意味で使用しているものと思います。

C委員 分かりました。

次に、別添(5)－1の本人確認情報ファイル3／4ページにおいて、46項の委託先に関する考慮事項と47項の再委託先に関する考慮事項について、評価書の該当箇所が67ページとなっているが、当該ページには47項の再委託に関する記述が見当たらないが、どこに書いてあるのでしょうか。

実施機関 再委託につきましては、68ページの一番上段に記載があります。

C委員 分かりました。

会 長 点検結果報告書に記載のページ数を参照しながら、全項目評価書の点検を行う、という流れでよろしいわけですね。

実施機関 はい、そうです。

会 長 分かりました。

次に、別紙3の実施フローについて、現在、住民等の意見聴取としてパブリックコメントを実施中とのことでしたが、いつから実施しているのですか。

実施機関 3月2日から実施しており、3月末日までの実施を予定しているところです。

会 長 そうすると、次回4月30日の審議の際は、パブリックコメントの結果を

見ながら議論ができるということですか。

実施機関 はい。

なお、現時点においては、市民からの意見は1件も出ていない状況です。

C委員 今回の話に関連して、別添(5)-1の住民基本台帳に関する事務に係る点検結果報告書1/1ページの1. 全体的な事項(5)において、「適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。」との審査の観点に対し、「問題は認められない。」と所見を記載しているが、コメント欄にある「30日間実施しており」という表記は、今説明のあった、現在実施中のパブリックコメントのことでしょうか。

実施機関 はい。

現時点においてはパブリックコメントを実施中ですが、4月30日に改めて審議をいただくことを想定し、当該審議時点においてパブリックコメントが終わっていることを見越した記載としております。

C委員 見込みで記載しているということですね。

実施機関 はい。

仮に、今後パブリックコメントの中で市民の意見等があり、点検結果報告書又は全項目評価書の記載を修正する必要がある場合には、修正する部分について、次回審議いただく際に説明をさせていただきたいと考えています。

会長 ちなみに、今回の諮問内容とは直接関係ありませんが、別紙2について、今回しきい値判断の結果、全項目評価の対象となったのは3つの基幹的な項目ということですが、しきい値判断で30万人未満となる評価項目はかなりの数に上るのでしょうか。

実施機関 はい。

現時点で把握している限りでは、全部で23の事務において評価が必要となり、このうち、今回審議いただく全項目評価の対象となる事務が3項目、重点項目評価の対象となる事務が6項目、基礎項目評価のみ対象となる事務が14項目となります。

今後、特定個人情報の活用の仕方によって、事務の数が増減する場合がありますが、現在のところ、23の事務で評価を実施する方向で進めております。

D委員 住民等の意見聴取としてパブリックコメントを実施する方法は承知していますが、一般の市民の方の中には、このような議論がされていることを知らない人も多く、パブリックコメントに意見を出す方は少数だと思います。

パブリックコメント以外に、何か意見を聴取するような手段は採っているのでしょうか。

実施機関 パブリックコメントの実施そのものについては、3月1日付けの広報うつのみやに掲載しておりますが、制度そのものの周知等につきましては、国が主導で行っています。

特に、国によるテレビCMが放送されて以降、制度の内容や市の対策等について、市民の方からお問い合わせいただくことが増えてきています。

D委員 分かりました。

会 長 他に質問等がありますか。

[「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、次回までに各委員がそれぞれ資料を読み込んだ上で、次回、実質的な審議をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 それでは、実施機関からの説明は以上ということにしたいと思います。

ありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。

[実施機関（行政経営課）退席]

会 長 それでは、各委員においては、別添(1)や別添(2)の考慮事項などから、市の作成した全項目評価書の妥当性について、次回の審議会において議論をする前提で検討してきていただければと思います。

(3) 報告

会 長 続きまして、次第の「3 報告」に移りたいと思います。

個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告について、事務局から説明をお願いします。

[事務局説明]

会 長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について質問等がありますか。

C委員 事務局にお伺いします。

別紙4の目的外利用・外部提供の報告のNo.20、学校管理課所管の就学事務について、目的外利用等をしようとする理由に「無戸籍者に対する戸籍への記載等の支援のため」とありますが、この利用等期間が平成27年2月19日となっていますが、この事務は、別紙1の開始の報告のNo.1、市民課所管の戸籍に記載がない者に関する情報の把握事務と関係があるのでしょうか。

事務局 関連があります。

市民課の開始届につきましては、市民課自体が無戸籍者の情報を把握するとともに、国に対してその情報を提供をすることで、戸籍への記載を支援することを、個人情報の取扱事務として登録するものであり、一方で、学校管理課の目的外利用届につきましては、本来学校管理課が就学事務のために取得した情報を、市民課が行う前述の無戸籍者の支援事務のために目的外に情報を提供するものです。

C委員 分かりました。

そうすると、市民課の個人情報取扱事務の開始年月日は平成26年10月16日からとなっていますが、市民課と学校管理課の届出にタイムラグがあるのは何故ですか。

事務局 市民課が国との協議の中で個人情報取扱事務を開始したのが10月であり、その後、市民課から庁内へ当該事務の周知を行うとともに、市民課への情報提供を依頼したところ、2月に、学校管理課から市民課へ情報を提供することとなったものであり、情報の周知と共有に一定の時間を要したことがタイムラグの理由となります。

C委員 分かりました。

会長 他に質問等がありますか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 以前にも事務局に申し上げましたが、別紙5の過年度の届出につきましては、本来、事務の開始や変更等があった年度に届け出るべきものかと思いますので、事務局から実施機関に対して、適切に届出をするように引き続き周知をお願いします。

(4) その他

会 長 それでは、次は「その他」となっておりますが、委員の皆様から何かありますか。

 [「ありません」と言う人あり]

会 長 それでは、事務局から何かありますか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備が出来次第、委員の皆様にお送りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

 また、諮問第2号につきましては、4月30日に改めて審議いただきますので、資料が膨大であり申し訳ありませんが、よろしく願いします。

(5) 閉会

会 長 それではこれもちまして、平成26年度第2回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

 本日はありがとうございました。